

南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会 会議記録（概要）
（第6回）

1 日 時 令和7年9月1日（月） 14時00分～16時56分

2 場 所 西有家庁舎 3階 C会議室

3 出席者

委員（3名） 大田真和、安永大乘、八幡秀昭
庶務 [人事課長]末永勝信 外2名
関係職員 サテライトオフィス要綱作成時の元担当課長・職員 2名
委任払い・概算払い時の監査事務局職員 1名

4 会議概要

■配布資料等の確認など

- ・関係職員への聞き取りの順序
- ・第5回の会議録の配布、確認依頼
- ・8/18に配布した第5回委員会時の依頼された資料の確認
- ・概算払いと前金払いの定義の協議

■議事（関係職員への聞き取り）

- 要綱作成の経緯の確認など ※要綱作成時の元担当課長・職員2名
 - ・要綱を作成し、概算払いを可能とする条項を追加。
 - ・副市長からの指示を受け、観光振興課とも連携した上で要綱改正が進められた。
 - ・法規担当は形式的な審査を行い、内容の適切性については深く検討されなかった。
 - ・観光振興課が補助金交付の窓口として機能しつつも、地域づくり課が要綱整備を担当。（市内部での連携や情報共有に課題が見られる。）
 - ・概算払いについては、申請書を提出する形式となっており、支払い基準や条件の詳細な規定は要綱内に規定されていない。
 - ・委任払いは、今回の事案が初めて使用され、要綱には規定されていない背景がある。
 - ・補助事業の実施主体の資金力については、要綱整備時に特段の基準は設けていない。市側で補助金を支払う適格性や企業体力を判断する仕組みは整備されていない。
- 委任払い・概算払いの経緯の確認 ※監査事務局職員1名
 - ・令和5年8月に会計課班長から電話で委任払いの相談を受け、相当な理由が必要であり、合理的理由の欠落があると懸念した。その際、慎重な判断を促すアドバイスを行ったが、決裁権がないため直接の指示はしなかった。
- 監査の結果等
 - ・監査請求が適法と認められた範囲で調査を実施し、違法ではないが、適正な事務処理が欠けていたと結論。
 - ・市長と執行部署の説明責任と手続きの透明性が欠如。
 - ・倫理規定違反については、監査請求の範囲外と判断し議論を深めることはなかった。
- その他
 - ・関係業者への今回事案への聞き取り方法（文書回答など）。
- 次回の委員会の進め方
 - ・これまで行った関係職員への聞き取り及び提供資料の整理を行う。
- その他
 - ・次回の予定：第7回会議は9月初旬以降に開催予定として、庶務が日程調整を行う。